

「赤川水系河川整備学識者懇談会」 設立趣意書（案）

赤川の変化に富む自然や景観は古くから地域の人々に親しまれ、その流れは流域内の社会・経済・文化を支える重要な役割を果たしてきました。

しかし、赤川は過去幾度となく洪水に見舞われ、地域に甚大な被害をもたらしてきたことも事実です。特に昭和15年7月洪水では、観測史上最高水位を記録し、床上・床下浸水1,266戸という未曾有の被害を受け、その後も昭和28年8月、昭和44年8月、昭和46年7月、昭和62年8月等、洪水被害が発生しております。

赤川水系の本格的な治水事業は、最上川に合流していた赤川を下流黒森地点で直接日本海に注ぐ放水路事業に大正10年に着手したのが始まりです。

昭和15年7月洪水を契機として、昭和24年に計画を見直し、昭和31年に荒沢ダムが完成しましたが、昭和44年8月等、相次ぐ出水が発生し、流域内の資産の増大や流域の開発等に伴い、治水の重要度が益々増加の傾向にあったことから、昭和56年には月山ダムの建設に着手し、平成13年に完成しました。

昭和39年の新河川法の制定では、昭和42年に赤川水系が一級河川として指定され、赤川水系工事实施基本計画を策定、昭和51年の改定を経て、堤防の整備や月山ダムの建設等、治水対策や水資源確保のための水系の一貫した河川整備を行ってきました。

また、赤川上流部においては、月山や朝日山系の荒廃地域を抱えており、昭和62年からは国直轄砂防事業に着手しております。

一方、豊かで潤いのある質の高い生活や、良好な環境を求める国民のニーズに応えるため、平成9年に河川法が改正され、その目的に「治水」「利水」のほか、新たに「河川環境の整備と保全」が加えられました。また、従来の「工事实施基本計画」にかわり、河川整備の基本となるべき方針を定める「河川整備基本方針」と、今後概ね30年間の具体的な河川整備に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが位置付けられました。更に、「河川整備計画」の案を作成する段階においては、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた整備を推進するため、河川に関し学識経験を有する者、関係住民、県知事又は関係市町村の長の意見を反映する手続きが導入されました。

赤川水系の河川整備基本方針は、社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て平成20年9月16日に決定したところであり、今般、その方針に沿って、赤川水系河川整備計画を策定することとしました。このため、河川に関して学識経験を有する方々から意見を聴くための「赤川水系河川整備学識者懇談会」を設立するものです。